# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	身体障害者手帳に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の 権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個 人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

### 公表日

令和2年7月13日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法等の規定により、 申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務、認定業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④認定に必要な各種情報の照会 ⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	身体障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第11項
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	照会:番号法第19条7号、別表第二の第20項 提供:なし
5. 評価実施機関における	<b>坦当部署</b>
①部署	福祉介護課
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・語	T正·利用停止转录
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
8. 特定個人情報ファイルの	
O. 1972個人情報ング1700	

清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	2年7月1日 時点			
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[    基礎	項目評価書	: ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報の入手)	報提供ネ	ットワークシステム	を通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	最提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く		]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの	接続		[ ]接線	<b>しない(入手)</b> [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消	去						
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[] [	1己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[ -	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている	こいる	

## 変更箇所

文文四//	<sup>,</sup> 1		ı		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部 署	①部署 福祉課	①部署 健康福祉課	事後	変更後速やかに提出
平成27年10月1日	<u>者</u> 評価実施機関における担当部 署	②所属長 原田 茂徳	②所属長 名波 浩美	事後	変更後速やかに提出
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部 署	①部署 健康福祉課	①部署 福祉介護課	事後	変更後速やかに提出
	- 評価実施機関における担当部 署	②所属長 名波 浩美	②所属長 福祉介護課長	事後	変更後速やかに提出
	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月13日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施